



三重県公報

平成30年1月26日（金）

第 2974 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	調理師法施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	2
2	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	11
告 示			
55	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	20
56	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	20
57	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	20
58	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	21
59	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	21
60	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	21
61	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	22
公 安 委 告 示			
9	警備員等検定の実施	(公 安 委 員 会)	22
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病 院 事 業 庁)	25

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年一月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類は、保健所長」を「知事に提出する書類は、四日市市長又は保健所長」に改め、同条第二項を削る。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第三条第一号中「（高等学校の入学資格）」を削り、同条第二号中「又は証する書類」を削る。

第五条の見出しを「（調理師名簿の訂正又は免許証の書換交付申請）」に改め、同条中「調理師名簿訂正及び免許証書換交付申請書」を「調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書」に改める。

第六条の見出しを「（登録の消除申請）」に改め、同条中「調理師名簿消除申請書」を「調理師名簿登録消除申請書」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「告示」を「公告」に改める。

第一号様式から第八号様式までの様式を次のように改める。

調理師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現住所	〒 (電話 - -)	
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
受験希望会場		
再受験の場合	※再受験により添付書類の一部を省略する場合は、記載してください。	保健所記入欄
	受験年度 年度 受験番号 番	1. 受験票添付 2. 台帳添付

- 添付書類
- 1 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類
 - 2 調理業務従事証明書
 - 3 写真

証紙貼付

受付

No. _____

第2号様式（第3条関係）

調理業務従事証明書

①受験者氏名		②生年月日	
--------	--	-------	--

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

③勤務施設名	
④勤務施設所在地	(電話番号 - -)

⑤施設の 種類等	飲食店関係営業の場合はこちらを記入		給食施設の場合はこちらを記入	
	営業許可 の種類 (○をつける)	1. 飲食店営業 2. 魚介類販売業 3. そうざい製造業	施設の種類 (○をつける)	1. 保育所・幼稚園 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 老人保健施設 7. 給食センター 8. その他 ()
	許可保健所			
	許可年月日		開設年月日	
	許可番号		提供食数	

⑥施設が廃業している場合は、廃業年月日	
---------------------	--

⑦調理業務の内容 ※具体的な調理メニューを記載	
⑧上記施設で調理業務に従事した期間	
⑨勤務日数及び時間 ※パート・アルバイトの場合	

⑩証明年月日	
--------	--

⑪証明者	個人経営の場合はこちらを記入		個人経営以外の場合はこちらを記入	
	住 所		本社等所在地	
	氏 名		法人等名称	
	施設名		役職及び代表者氏名	
	電話番号		電話番号	
実 印		登記印 又は 職 印		

⑫証明者が『③の施設の経営者（施設長）』でない場合は、その理由（○をつける）	1. 従事者と経営者が同一人 2. 経営者が従事者の配偶者又は二親等内の血族 3. 施設が廃業している 4. その他 ()
--	---

備考 1. 原則として施設の経営者（施設長）が証明すること。ただし、従事者と経営者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の経営者がいない場合は、調理師会、所属団体等の長又は同業者が証明すること。
2. 給食施設の開設年月日とは、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食事を供給する施設として開始した年月日をいう。
3. 虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰される場合があります。

第 号

合 格 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

年 月 日施行の調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験に合格したことを証します。

年 月 日

三重県知事

印

調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
ふりがな	
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて

名簿の訂正
免許証の書換交付

 を申請します。
※

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 (国 籍)	都道 府県	都道 府県
ふりがな		
氏 名		
生 年 月 日		
性 別		

変更を生じた 年 月 日	年 月 日
-----------------	-------

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1 ※印の () 内は、該当するものに○を付してください。
 - 2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
 - 3 免許証の書換交付の場合は、調理師免許証を添付すること。
 - 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

証紙貼付
(免許証の書換交付の場合)

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登録者の本籍地 (国 籍)	都道府県
ふ り が な	
登録者の氏名	
登録者の生年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

消 除 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他 ()

- 備考 1 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

申 請 理 由	
---------	--

- 備考 1 免許証を破り、汚した場合は、その免許証を添付すること。
2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

証紙貼付

調理師免許証返納書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印

次により免許証を返納します。

本 籍 地 (国 籍)	都道府県
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

- 備考 1 調理師免許証を添付すること。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

調理師（ ）会設立届

年 月 日

三重県知事 宛て

事務所の所在地 その名称 代表者氏名	印
--------------------------	---

次のとおり調理師（ ）会を組織したので届け出ます。

記

設立年月日	年 月 日
会員数	
主に会員の 所在する地域	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の調理師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に、改正前の調理師法施行細則に基づき作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年一月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第二条第二号中「習得」を「修得」に改め、「若しくは証明する書類」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条に次の一項を加える。

- 2 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）で定める試験科目の免除を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、当該免除を受けることができる者であることを証する書類を提出しなければならない。

第五条の見出しを「（名簿訂正又は免許証書換交付申請書の様式）」に改め、同条中「申請は、製菓衛生師名簿訂正（免許証書換交付）申請書」を「申請書の様式は、製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書」に改める。

第六条の見出しを「（登録消除申請書の様式）」に改め、同条中「製菓衛生師名簿登録抹消申請書」を「製菓衛生師名簿登録消除申請書」に改める。

第七条中「申請書の」を「免許証の再交付の申請書の」に改める。

第九条第一項中「省令」を「製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）」に、「厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、」を「知事に提出する書類は、四日市市長又は」に改め、同条第二項を削る。

第一号様式から第八号様式までの様式を次のように改める。

製菓衛生師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現住所	〒 (電話 - -)	
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
受験希望会場		
再受験の場合	※再受験により添付書類の一部を省略する場合は、記載してください。	保健所記入欄
	受験年度 年度 受験番号 番	1. 受験票添付 2. 台帳添付
製菓理論・実技の免除を受ける資格の有無	有 (年 月 日) 第 号 技能検定 級) ・無	

- 添付書類
- 1 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類
 - 2 製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書
 - 3 写真

証紙貼付

受付

No. _____

第 3 号様式 (第 3 条関係)

第	号
合 格 証 書	
氏 名	
生年月日	年 月 日
年 月 日施行の製菓衛生師法第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験に合格したことを証します。	
年 月 日	
三重県知事	
印	

第4号様式（第4条関係）

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

	本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県	
住 所	〒 (電 話 - -)		
ふ り が な			
氏 名	印		
生 年 月 日	年	月	日
	性 別	男・女	

製菓衛生師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

製 菓 衛 生 師 試 験	合格年月	年 月	
	実施都道府県名	合格番号	
免許の取消し の有無	有 ・ 無	(有のときは、その理由及び年月日)	

備考 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

証紙貼付

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
ふりがな	
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて（名簿の訂正
免許証の書換交付）を申請します。
※

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 (国 籍)	都道 府県	都道 府県
ふりがな		
氏 名		
生 年 月 日		
性 別		

変更を生じた 年 月 日	年 月 日
-----------------	-------

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 ※印の（ ）内は、該当するものに○を付してください。
2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
3 免許証の書換交付の場合は、製菓衛生師免許証を添付すること。
4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

証紙貼付 (免許証の書換交付の場合)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登録者の本籍地 (国 籍)	都道 府 県
ふ り が な	
登録者の氏名	
登録者の生年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

消除理由の 生じた年月日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他 ()

- 備考 1 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

第7号様式（第7条関係）

製菓衛生師免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

申 請 理 由	
---------	--

- 備考 1 免許証を破り、汚した場合は、その免許証を添付すること。
2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

証紙貼付

第 8 号様式 (第 8 条関係)

製菓衛生師免許証返納書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	印

次により免許証を返納します。

本 籍 地 (国 籍)	都道府県
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

- 備考 1 製菓衛生師免許証を添付すること。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に、改正前の製菓衛生師法施行細則に基づき作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用するることができる。

告 示

三重県告示第 55 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステー ションプロセス ケア	株式会社プロセス ケア	訪問看護	所在地	四日市市尾平 町字高柳 195 番 1	四日市市別名 一丁目 12-19	平成 28 年 10 月 1 日
訪問看護ステー ションプロセス ケア	株式会社プロセス ケア	介護予防訪問 看護	所在地	四日市市尾平 町字高柳 195 番 1	四日市市別名 一丁目 12-19	平成 28 年 10 月 1 日

三重県告示第 56 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
水谷 泰樹	水谷治療院	桑名市多度町戸津 573	平成 29 年 12 月 11 日
上田 稔	上田接骨院	尾鷲市林町 14-17	平成 30 年 1 月 5 日

三重県告示第 57 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステー ションプロセス ケア	株式会社プロセス ケア	訪問看護	所在地	四日市市尾平 町字高柳 195 番 1	四日市市別名 一丁目 12-19	平成 28 年 10 月 1 日

訪問看護ステーションプロセスケア	株式会社プロセスケア	介護予防訪問看護	所在地	四日市市尾平町字高柳 195 番 1	四日市市別名一丁目 12-19	平成 28 年 10 月 1 日
------------------	------------	----------	-----	--------------------	-----------------	------------------

三重県告示第 58 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
水谷 泰樹	水谷治療院	桑名市多度町戸津 573	平成 29 年 12 月 11 日
上田 稔	上田接骨院	尾鷲市林町 14-17	平成 30 年 1 月 5 日

三重県告示第 59 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライズ	代表取締役社長 長谷川 靖	津市庄田町 1957 番地

3 変更内容

主たる事務所の所在地の変更

津市庄田町 1957 番地

三重県告示第 60 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市水沢町字三本松 979 番 2 地先 から 四日市市水沢町字三本松 957 番 6 地先 まで	旧新	6.50～12.70	612.60
	新	9.80～16.00	271.30

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市水沢町字三本松 957 番 6 地先 から 四日市市水沢町字三本松 954 番 17 地先 まで	旧新	7.00～8.80	219.60
	新	9.80～16.00	210.10

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香良洲公園島貫線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市香良洲町字前川新田 4114 番 1 地先 から 津市雲出本郷町字川端 853 番 4 地先 まで	旧	6.00～24.60	661.70
	新	13.00～25.60	661.70

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津三雲線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市雲出長常町字八幡 1355 番地先 から 津市香良洲町字西ノ宮 12 番地先 まで	旧新	10.40～48.60	555.90
	新	11.50～22.70	711.10

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢小俣松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字新茶屋字達摩 466 番地先 か ら 伊勢市小俣町新村字蕨原 494 番 2 地先 まで	旧	10.00	62.00
	旧新	5.60～6.50	54.60

三重県告示第 61 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 30 年 1 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	員弁郡東員町大字大木字十之縄 2818 番地先 から いなべ市員弁町東一色字丁田浦 1755 番 23 地先 まで	平成 30 年 1 月 26 日
県道 宮妻峡線	四日市市水沢町字三本松 979 番 2 地先 から 四日市市水沢町字三本松 957 番 6 地先 まで	平成 30 年 2 月 5 日
県道 鈴鹿宮妻峡線	四日市市水沢町字三本松 957 番 6 地先 から 四日市市水沢町字三本松 954 番 17 地先 まで	平成 30 年 2 月 5 日
県道 伊勢松阪線	多気郡明和町大字根倉字里前 1362 番 3 地先内	平成 30 年 2 月 7 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 9 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 30 年 1 月 26 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務 2 級	平成 30 年 5 月 16 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
雑踏警備業務 1 級	平成 30 年 6 月 20 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 30 年 8 月 17 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 30 年 8 月 24 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定(雑踏警備業務に係るものに限ります。以下「雑踏警備業務 2 級検定」といいます。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定(貴重品運搬警備業務に係るものに限ります。以下「貴重品運搬警備業務 2 級検定」といいます。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。)

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 2 級	平成 30 年 4 月 17 日 (火) から同月 20 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
雑踏警備業務 1 級	平成 30 年 5 月 22 日 (火) から同月 25 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 30 年 7 月 17 日 (火) から同月 20 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 30 年 7 月 24 日 (火) から同月 27 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書(規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号) 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、

その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 雑踏警備業務2級

(ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前8時45分から午前9時までとします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

- (1) 検定に際しては、筆記用具を持参し、実技試験に適した服装でお越しください。
- (2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

平成30年1月26日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）約1,999,000kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間
平成30年4月1日（日）0時から平成31年3月31日（日）24時まで
- (4) 納入場所
三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であること。
 - オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下、「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達シス

テムの利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年2月26日(月)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であることを証明する書類

なお、新たに平成29年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番地1号
三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 浜田
電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成30年3月9日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年3月2日(金)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知日から平成30年3月9日(金)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年3月9日(金)10時

なお、入札書は平成30年3月2日(金)から同月9日(金)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3丁目11-14

宛 先 津市城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センターで使用する電気入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 9 日 (金) 15 時

場所 三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜であっても、すでに消費税及び地方消費税が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総

務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (Approx. 1,999,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Sunday, April 1, 2018 to 12:00 P.M. on Sunday, March 31, 2019
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (4) Bid submission Deadline:
(Electronic submission via the Internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, March 9, 2018.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, March 2, 2018 and 10:00 A.M. on Friday, March 9, 2018.
- (5) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, March 9, 2018.
- (6) Managing Authority :
Mie Prefectural Mental Medical Center
1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie Prefecture, 514-0818 Japan
TEL:059-235-2125

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
